

柴田町住民投票条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、柴田町住民投票条例（平成●●年柴田町条例第●号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（実施請求書等）

第3条 条例第4条第1項に規定する実施請求書は、住民投票実施請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条第1項の規定により住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1, 000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第2項に規定する代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第2号）によるものとする。

4 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

（代表者証明書の交付申請等の却下）

第4条 町長は、条例第6条第1項の規定による請求又は申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その請求及び申請を却下するものとする。

（1） 条例第6条第2項の規定に該当しないとき。

（2） 条例第6条第3項の規定による確認ができないとき。

（署名簿及び署名等）

第5条 署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第4号）によるものとする。

2 署名等（印を押すことを除く。次項において同じ。）は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び町長が認める記号でし、かつ、判読し得るものとしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）で自書することによりすることができる。

（署名等の委任）

第6条 請求代表者は、投票資格者に委任して、署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票実施請求署名収集委任状（様式第5号）を添付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

2 請求代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

（審査名簿の調製）

第7条 町長は、審査名簿の調製のために必要な限度において、条例第3条第3項各号のいずれかに該当する者についての情報であって、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第3項（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条第4項の規定により準用する場合及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記

録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第4項の規定により適用される場合を含む。）又は後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第13条の規定により町長が知り得たものを利用することができる。

2 町長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

（審査名簿の表示及び訂正等）

第8条 町長は、審査名簿に登録されている者が死亡したことを知った場合は、速やかに審査名簿にその旨を表示するものとする。

2 町長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合は、速やかにその記載の修正又は訂正をするものとする。

（審査名簿の抄本の閲覧等）

第9条 町長は、条例第9条第1項の規定により調製した名簿を閲覧させるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 前項の規定による閲覧及び異議の申出は、柴田町の休日を定める条例（平成元年柴田町条例第28号）第1条第1項に規定する町の休日においてもすることができる。

（署名簿の縦覧等）

第10条 町長は、署名簿を縦覧に供するとき、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による縦覧について準用する。

（住民投票実施の請求等）

第11条 条例第4条第1項の規定による請求は、請求代表者が住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名収集証明書（第6号様式）及び住民投票実施請求者署名簿を添えて行わなければならない。

2 前項の規定による請求があった場合において、住民投票実施請求者署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、町長は、同項の規定による請求を却下するものとする。

3 第1項の規定による請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、町長は、3日以内の期限を付けて同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、請求代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。

4 条例第4条第1項の規定による請求を受理したときは、町長は、速やかにその旨を請求代表者に通知するものとする。

（署名等の押印に関する取扱い）

第12条 条例及び規則の定めにより、投票資格者が押印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りるものとする。

（投票所）

第13条 条例第15条の規定による期日前投票の投票所の設置は、選挙管理委員会の指定する場所とする。

（投票管理者及びその職務代理者）

第14条 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

(投票立会人)

第15条 投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあつては、2人)を選挙管理委員会が選任する。

(投票用紙)

第16条 条例第13条第1項の規定による投票は、町長が別に定める投票用紙により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、点字による投票(以下「点字投票」という。)は町長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(点字投票)

第17条 点字投票は、盲人が投票管理者に申し立てることにより行わなければならない。この場合において、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

2 点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第18条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第19条 条例第13条第3項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせなければならない。

(投票記載所の掲示)

第20条 選挙管理委員会は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

2 選挙管理委員会は、条例第11条第3項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第21条 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下を選挙管理委員会が選任する。

(投票の点検等)

第22条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における各投票所及び各期日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を選挙管理委員会に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

第23条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、選挙管理委員会が定める。

2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

柴田町長 殿

住民投票実施請求書

柴田町住民投票条例第 4 条第 1 項の規定により、住民投票の実施を請求します。

1 請求事項

_____ について賛成又は反対を問う住民投票

2 請求代表者

住 所	氏 名
	印

3 請求の趣旨

年 月 日

住民投票実施請求代表者証明書

次の者は、 _____ について賛成又は反対を問う
住民投票の実施請求代表者であることを証明します。

住 所	氏 名

柴田町長

印

年 月 日

柴田町長 殿

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

住民投票実施請求代表者証明書交付申請者

住 所	氏名・印	生年月日

柴田町住民投票条例第 6 条第 1 項の規定により、住民投票実施請求書を添えて、
_____ について、賛成又は反対を問う住民投票の
住民投票実施請求代表者証明書交付申請書の交付を申請します。

様式第4号

(表紙)

年 月 日
住民投票実施請求者署名簿 _____について賛成又は反対を問う住民投票 (第 行政区) 第 号

有効 無効 の印	番号	署名 年月日	住所	生年月日	氏名	印	代筆をした場合(身体の故障又は文盲により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。)				備考
							代筆者 の住所	代筆者の 生年月日	代筆者 の氏名	代筆 者の 印	
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			
		年 月 日	柴田町	年 月 日			柴田町	年 月 日			

署名審査の終了後、柴田町住民投票条例第5条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

様式第5号

年 月 日

次の者に対し、_____について賛成又は反対を問う住民投票に関して、住民投票実施請求署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求めることを委任する。

受任者の氏名	
住 所	

住民投票実施請求代表者

氏名・印

年 月 日

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する_____について賛成又は反対を問う住民投票に関して、住民投票実施請求署名簿には、柴田町住民投票条例第5条第2項の規定により、_____年 月 日付けで告示された投票資格者の総数の_____分の1（_____人）により有効署名があることを証明します。

住民投票実施請求代表者

氏名・印